

## 江戸町奉行池田頼方書状

渡 辺 浩 一

本稿では、幕末に江戸町奉行を三度勤めた池田頼方の書状を紹介する。この書状は、東京大学史料編纂所が所蔵する「播磨新宮池田家記録」のなかの一点である。この文書群は史料編纂所が一九四〇年に学術支援財団法人啓明会から寄贈されたものであり、播磨新宮池田家という旗本文書を主とする。ただし、淀稲葉家など別出所の文書も幾分か混じっており、混入が想定される（横山伊徳氏・高山慶子氏からのご教示）。

播磨新宮池田家は、岡山池田家の分家の一つであり、元和元年（一六一五）には撰津国に一万石を宛行われ、同三年に播磨国揖東郡に転封となった。つまり当初は一万石の大名であった。しかし、寛文一〇年（一六七〇）に当主邦照が一三歳で死去すると知行を召し上げられ、弟重教が新規に三千石を下され寄合を仰せ付けられた<sup>2)</sup>。このため旗本でありながら領地である播磨国揖東郡新宮に陣屋を持ち、そこに家臣団が居住していた。

池田頼方は、文化元年（一八〇四）に江戸下谷三ノ輪の屋敷に生まれ、文化十一年（一八一四）に一一歳で家督相続、文政五年（一八二二）に四ツ谷口門衛を拜命したのち、赤坂口門衛・火事場見廻り役、さらに寄合肝煎役を経て、天保七年（一八三六）に西丸目付役に転任、そ

の後浦賀奉行・奈良奉行・普請奉行・勘定奉行公事方を歴任したのち、嘉永五年（一八五二）三月三〇日に町奉行（南）に就任した。安政四年（一八五七）六月二六日まで町奉行を勤めた。その後海防掛大目付を経て、安政五年（一八五八）一〇月九日から文久元年（一八六一）五月二六日までが二回目の町奉行就任期間、さらに元治元年（一八六四）七月六日から慶応二年（一八六六）六月二九日までが三回目の町奉行就任期間となる<sup>3)</sup>。

以上がこれから紹介する書状を理解するために必要な最小限の情報である。

## 【翻 刻】（／スラッシュは原文書での改行を示す）

播磨新宮池田家記録六・二九五

〔書状表書〕  
「五兵衛殿 播磨守」

追々秋冷相募候処、／無障被相勤、いか計か／大慶目出度存、扱者／其地も人少ニ相成、扱々この節／心配を掛、厚々大義至極ニ／存候、①然者勘右衛門事も／至極当時勤馴用／弁も宜相成候間、安堵可／被致候、扱者当地小源太／年来之不束至極有も／是迄厚々勘気存居候／処、当夏以来別而之／不届品々承り込候事／も有之、何分難捨置事ニ／相成、元

ト六ヶ敷／仁物、漸々是迄不思議ニ／勤居候事ニ而、此度者／斯之次  
 第二成行、是者／当然之事ニ而、誰咎人／申サハ気毒と申者も／無之程  
 之次第、右ニ而／勘却可被致候、扱又孫／安太郎事も折々之／病氣扱々  
 心痛致候処、／此度者全快ニ者相成度共、一鉢へ千（浅薄力）之生質ニ付、来  
 春ハ／目出度帰国可申付／候間、安心可被致候、②(a)当地も／昨年十月  
 大震ニ而／市中武家共誠ニ大変之／次第引統、御用番／誠ニ不容易取計  
 向／御命を蒙り、人しらぬ／大心配いたし、漸々兎々少々／武家中  
 共かやニ納り／候処、去月廿五日之大風雨ニ而、又々市中／武家共大變  
 ニ相成、此度者実ニ格外之嚴命／ニ而、自分共諸式其外共／下落ニ不相  
 成候ハ、急度／御沙汰も可有之趣之御書付／伊勢守殿・備中守殿今  
 被仰渡、其以来実々心痛／品々取調等ニ取掛候処、(b)此度者海面之大荒  
 ニ而／廻船数十艘之難船、／下り船甚無数ニ相成、諸品／私底ニ相成候  
 間、何分／十分ニ行届かたく、是二者／深心配致候処、(c)任命ニ／此方  
 取調ハ諸式調、／同役方ハ手問賃取／調ニ相成候処、(d)存外ニ材木／其  
 外共市中沢山ニ有之、／聊差支無之、只々屋根／板ハ少しも無之、急場  
 之／凌付急候ニ付、苦・むしろ／世話致候処、是ハ近在今／追々沢山ニ  
 有候而、先々大キニ／世話之宜敷も有之、／大慶致候、其外諸式荷物／  
 魚類畑ものニ至迄之／掛りニ而、扱々当惑いたし候、／(e)公事訴訟ハ毎  
 月々凡五六百位も有事ニ而／是も余記之事ニハ候得共、／少しも苦には  
 不相成、是者／頓着ハ不致候へ共、物価／調ニ者扱々大弱り、殊ニ／万  
 人今品々之風評も／請候取調ニ而、腹の立候事計ニ／御座候、③第一ニ  
 大變ハ異国／船渡来、誠ニ恐入候事之／成行、下田・箱館并／長崎共是  
 迄も御国禁も／追々御改政ニ相成候次第、／是ニ付而も評議もの等多端  
 ニ／相成、当時之御役人／御老中方を始、其職ニ居り候／者者実以可安  
 堵与／思ひをなし候者無之、／御時政とハ乍申実ニ恐入候／次第二相成  
 候、此者御所置／如何ニ相成候哉何分難決、／異国之情姿何分御取計、

／極々六ヶ敷存候事ニ有之候

○  
 ④当地本屋敷も大變ニ相成、／何レ追々新規普請ニも／取掛可申哉、来  
 春頃／時節見合立帰リニも／一寸出府可申入哉とも存候間、／左様承知  
 可有之、参候／頃合等ハ追而弥取極ニ而／可申、⑤追々此度小源太／跡  
 役武司申付候、是ハ／若輩ニ者候へ共、殊之外／御役向用弁も宜敷、才  
 氣有之、先々安堵致候、右ニ付／目安方人物無之、／佐助呼ニ遣し候  
 間、品々差越可有之候、／⑥其外共品々可申遣度／候得共、何分寸暇少  
 しも／無之、登城前一寸／認候間、荒増可申進候、／猶別々重便又々  
 可申遣候、頓首

九月十日

⑦尚々為用々時下／いと可被申候、其地も／品々心配多ニ存候、／作  
 柄等ハ如何候哉、去月／廿五日大風も箱根今／先ハ格別とも不承／何  
 分々々地行所之処、／万端有之頼入候／家内共一同無事ニ候哉、／  
 万々申入候、以上

### 【解説】

まず宛先と年代を説明する。

宛先の五兵衛は、播磨新宮にいる家老水谷五兵衛である。<sup>(4)</sup>

九月一〇日の年代は、波線部「昨年十月大震」「去月廿五日之大風  
 雨」が手掛かりになる。前者は安政二年（一八五五）一〇月二日の江戸  
 地震（いわゆる安政大地震）、<sup>(5)</sup>後者は安政三年八月二五日の東日本台風  
 を指しているから、この書状の年代は安政三年（一八五六）である。し  
 たがって、この書状は、地震と台風という連続複合災害の直後に、江戸  
 町奉行池田頼方が国元の家老にあてて書いた書状である。

次に内容を紹介する。

表 町奉行池田頼方の内与力

年代	嘉永7年	安政2年	安政3年正月	安政3年中春	安政6年
公用人	1 安井綿蔵（ママ）	1 安井綿作	1 水谷勘右衛門	1 水谷勘右衛門	1 水谷勘右衛門
	2 富田小源太	2 富田小源太	2 富田小源太	3 水谷武治	3 水谷武治
	3 坂本折右衛門	3 坂本折右衛門	3 坂本折右衛門	2 坂本折右衛門	2 坂本折右衛門
目安方	1 水谷武次	1 水谷武次	1 水谷武次	2 和住佐助	2 田中陽吉
	2 竹村次郎	2 高橋伝吉	2 寺村重太郎	1 寺村重太郎	1 寺村重太郎
取次	1 山村大六	1 山村大六	1 山村大六	1 山村大六	2 高崎玉壺
	2 高橋伝吉	2 近藤東馬	2 近藤東馬	2 近藤東馬	1 近藤東馬
出典	江戸町鑑	江戸町鑑	江戸町鑑	泰平纏一覽	江戸町鑑

注1：名前の頭に入れた数字は記載順。

注2：各出典のDOIは以下の通り。2025年6月8日アクセス。嘉永7年 <https://doi.org/10.20730/100238649>、

安政2年 <https://doi.org/10.20730/100449786>、安政3年正月 <https://doi.org/10.20730/100424119>、

安政3年中春 <https://doi.org/10.20730/200004563>、安政6年 <https://doi.org/10.20730/100449720>

①以下の部分には、江戸の家臣たちの勤めぶりが記してある。このなかで、「勘右衛門」は水谷勘右衛門で、家老水谷五兵衛の息子である。この時点で江戸の公用人である（上段表参照）。勤め慣れてよいとこの書状での評価の通り、同六年の町奉行再勤時でも公用人を勤めている。<sup>(8)</sup>「小源太」は、富田小源太。上段の表の通り嘉永七年（一八五四）以来の公用人であったが、何か不祥事を起こしたらしい。「勘却」が還却なら、頼方は小源太を国元に戻そうとしていることになる。上段の表を見ると、安政三年（一八五六）のうちに公用人ではなくなっている。<sup>(9)</sup>「孫安太郎」は水谷保太郎で、宛先である家老水谷五兵衛の孫、公用人水谷勘右衛門の子である。<sup>(10)</sup>病気のようである春は帰国させるとしている。安政三年一二月に御側に任じられているからすぐには帰国していない。同三年五月朔日に「祖父五兵衛及老年候二付、用向取扱之義愆而同人之手助等」を命ぜられたから一旦はこの書状の通り帰国した模様である。しかし、安政七年二月若殿様御側、万延元年（一八六〇）九月目安方であるから、その後は江戸で数年勤務していたようである。さらにその後は、文久元年（一八六一）一〇月郡方見習・元締見習という経歴であるから、播磨新宮に帰国したようである。<sup>(11)</sup>

②以下の部分には、江戸の状況について記してある。

(a)以下の小部分では、安政二年一〇月の大地震、同三年八月二五日の東日本台風という連続複合被害に言及している。台風後に「市中武家共に大変」という地震後の状況が再現されたことを述べたあと、連続複合災害への対応として物価その他を下落させよという「厳命」、すなわち老中阿部・堀田の仰せ渡しがあったと述べる。これは『幕末御触書集成』四三三六「備中守殿御渡」の「覚」が該当すると思われる。これに基づき『江戸町触集成』一五八七〇の町触が発せられたのであろう。この町触をはじめとする建築資材価格と職人賃金統制策については拙稿で分

析した<sup>(12)</sup>。先例を踏襲しながら請書・調査・処罰・褒賞という多様な手段で徹底させようとした。しかし、実際には価格・賃金ともに高騰し、職人や商人の捕縛や営業停止はかえって復旧を遅らせていた可能性があり、統制策は破綻と評価した。

小部分(b)では、廻船が数十艘難破したため諸色払底とする。「安政風聞集」<sup>(13)</sup>には東海地方沿岸で大小の船多数破損の記述が、「安政雑記」<sup>(14)</sup>には五百石積の大船が永代橋に衝突という記述がそれぞれあるから、廻船数十艘難破というのはいずれの話ではある。それが物価騰貴の原因の一つであるとの認識が示されている点は珍しい。

(c)の小部分からは、池田頼方が物価調査、井戸覚弘が賃金調査という町奉行間の役割分担があったことが判明する。「命に任せ」という読みが正しければ、この役割分担は町奉行同士の取り決めではなく、上位者の命令であることも判明する。

(d)では、材木は不足していないとある。屋根板が不足したため近在から苫・葦で屋根を葺いたという。注12拙稿一五七～一五八頁では、「屋根板一件」を紹介した。これは安政三年（一八五六）九月に公定賃金を守らなかった屋根屋が、三〇〇人と記されるほど多人数捕縛され、屋根葺職人に板を売った商人も多数処罰されたという事件である。浅草材木仲買勝田屋茂左衛門はこの一件により半年間の営業停止を命ぜられ、そのため経営内容において金融の比重が高まるという影響を受けた。この事件の前提状況がこの部分には述べられている。

紹介者は注12拙稿を書いた時には建築資材全般が不足しているといった漠然としたイメージしか持っていなかった。しかし、この部分による不足していない材木、不足している屋根板とその状況は実際には複雑であることが新たに判明した。また、安政三年二月（台風前）の老中阿部の産物会所提案に対する否定的な町奉行意見の根拠となった諸色掛名

主からの報告では、板材木類について対処した結果差支えがなくなったとしている<sup>(15)</sup>。台風後のこの書状では材木は足りているが屋根板が不足しているとする。この部分からは、台風後の方が資材供給状況が悪化していると言えるのかもしれない。さらに、町屋の屋根を板ではなく苫・葦で葺けば火災に弱くなる。安政期に大火が多い原因の一つとなったかもしれない。

(e)の部分では、公事訴訟は毎月五六百ぐらいもあるが苦にならないとしている。毎月の件数が過大であるようにも感ぜられるが、明和七年（一七七〇）と時期は八〇年近く前の数字ではあるが、一年間に町奉行所が扱った「訴訟」は一万七二九二件、「公事」が七九六一件、「吟味物」が二四三件というから、ここに書かれている数字は妥当と思われる。次に、ここでは、物価調査に苦勞しており、風評に立腹しているとする。注12拙稿三・四節で明らかにした賃金の厳しい統制からすれば町奉行に対する批判的風評は当然であろう。一方、本人の「大弱り」という感情表現は、物価抑制が困難であることを町奉行自身が認識していることがわかる。政策実行の当事者が困難性を認識しながら政策を変更することができないということは政策の硬直性を示しているといえよう。

③以下の部分になると、内容は一転して外交関係のこととなる。長崎・下田・箱館の三港の開港後、評議が多く、老中以下安堵する者はいないなど、対処の決定に困難を感じている。八月初め老中阿部による貿易諮問などをさしているのであろうか。この年の前半では頼方は貿易に消極的であり、株仲間を排除するような国産政策には反対であった（横山前掲論文）。自分の考えが維持できなくなりつつある状況が反映されている記述と読むこともできるかもしれない。

④の部分では、池田の江戸屋敷も地震・台風の被害を受け復旧工事を予定していることがわかる。これは実際に行われたようので、公用人水谷

勘右衛門が担当して普請が行われ、その褒賞として安政五年一二月に年寄席に昇格した。昇格理由は「本屋敷普請之義、最初各格別差はまり、画図面其外仕様ニ至迄厚心を用、取掛り以来も猶更出精いたし、尽精力を骨折候故、此程皆出来ニも相成候義一段之事ニ候」と記される<sup>19</sup>。台風被災後四か月後には普請完成とのことであるので、素早い復旧といえる<sup>20</sup>。幕府諸施設の復旧については北原糸子が既に明らかにしている。それによれば、勘定奉行役宅は神田橋・虎門外ともに安政三年一月と一二月に風損（安政東日本台風）からの復旧が行われている。それとほぼ同時期である。

⑤の部分になると、再び家臣のことが記述される。「武司」とは前掲表の水谷武次（治）のことで町奉行の目安方である。公用人富田小源太の跡役にしたと言っている。確かに表のように安政三年正月「江戸町鑑」での公用人富田小源太が同年中春「江戸纏一覽」では水谷武治になつている。若い有能との評価である。水谷武司を公用人にしたので次の目安方候補として「佐助」を挙げている。これは表の通り和住佐助のことであり、この書状の構想の通りに佐助は実際に目安方に就任している。

⑥の部分からは、この書状を登城前に書いていることがわかる。確かにこの書状が池田家記録という文書群における頼方書状三通（六一―二九三、六一―二九六）のなかでは一番読みづらい。急いで書いたのである。この日に老中阿部の貿易開始再諮問があった（横山前掲論文）。「登城」の用件はこれであつたのであろうか。

⑦尚書きでは、播磨新宮の様子を聞いている。ただし箱根以西は台風被害が少ないとの認識は誤りである。吉原宿・掛川宿の甚大な被害が明らかになっている。また、推定上陸地は静岡県西部である<sup>22</sup>。もっとも、金屯同人（のちの仮名垣魯文）『安政風聞集』も誤認しているのでやむ

を得ないものと思われる。

さて、南町奉行池田頼方は、物価統制を担当させられて「当惑」し「大弱り」し、「風評」に「立腹」していると町奉行自身の個人的感情が赤裸々に語られている点は大変興味深い。しかし、前掲拙稿の鳶頭喜右衛門のように賃金統制違反で重敲に処せられ、おそらくそれが原因で死亡してしまつた例も一方ではある。政策担当者や政策対象者の関係は同時代を生きた人間としてはあまりにも非対称である。

また、①⑤に見られる家臣団の配置換えの記述を見ると、町奉行の内与力として有能かどうかの評価基準となつている。町奉行の責務を果たすためには、町奉行所の与力・同心とともに、町奉行の家臣である内与力の個々の能力も非常に重要であつたことを窺わせる。

最後にこの書状の研究上の意義を述べておきたい。一通の書状に、町奉行を勤める旗本内部の人事、江戸の都市行政、外交が記載されている。これらが一つの人格のなかで処理されている。あるいは、前二者は旗本池田家が全体として取り組むべき課題でもある。にもかかわらず、研究が分野史として別々に行われてきた。旗本研究、都市社会史研究、対外関係史を緊密に結びつけて分析することの重要性を、この書状は改めて教えてくれているのではないだろうか。

#### 注

(1) 啓明会は一九一七年に設立された。日本初の本格的学術団体と言われている。文理を問わず多様な学術研究に助成金を交付していた（与那原恵『歴史に消えたパトロン―謎の大富豪、赤星鉄馬』中公文庫、二〇二四年、原著は二〇一九年）。

(2) 池田恭輔家文書（たつの市立埋蔵文化財センター）三一一―一系譜（寛政一一年）。

- (3) 砂子了一「研究ノート 江戸町奉行播磨守池田頼方」〔歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業〕六、二〇〇八年）表1（池田頼方年譜）による。
- (4) 池田恭輔家文書（たつの市立埋蔵文化財センター）三―七九「御家来世代并勤仕取調大概」。
- (5) 北原糸子『地震の社会史―安政大地震と民衆』（吉川弘文館、二〇一三年、原著は一九八三年）、杉森玲子『江戸大地震之図』を読む（角川選書、二〇一〇年）など。
- (6) 矢田俊文「一八五五年安政江戸地震と一八五六年安政台風の被害数」〔資料学研究〕一五、新潟大学、二〇一八年）ほか、渡辺浩一「一八五六年（安政三）東日本台風の被害状況と江戸の対応」（渡辺浩一、マシュー・デービス編『近世都市の常態と非常態―人為的自然環境と災害』勉誠出版、二〇一〇年）。
- (7) 渡辺浩一「災害と都市社会」（岩淵令治・志村洋編『日本近世史を見通す』五、吉川弘文館、二〇一三年）。
- (8) 水谷勘右衛門の経歴は以下の通りである。安政二年一〇月一五日用方、安政五年一〇月九日（頼方二度目の町奉行就任日）公用方、同年一二月二九日年寄席（本屋敷普請骨折りにつき）、安政七年二月若殿公事方兼勤、万延元年九月朔日家老、文久元年一〇月勝手方（大金借入骨折りにつき）。以上の根拠は、池田恭輔家文書三―七一「御判物・御書付留帳 天保十五辰年より文久二戊年迄」。
- (9) 富田小源太の経歴は以下の通り。天保一五年給人末席、弘化二年給人順席・玄関取締、同四年取次順席・用役見習、嘉永五年三月用役本役（前掲「御判物・御書付留帳 天保十五辰年より文久二戊年迄」）。
- (10) 前掲「御家来世代并勤仕取調大概」、同家文書三―一八〇、明治三年「御代々様より代々へ被下置候御書付之写 富田小源太」。
- (11) 前掲「御判物・御書付留帳 天保十五辰年より文久二戊年迄」。
- (12) 渡辺浩一「安政期江戸における建築資材価格・職人足賃銀の統制と都市社会」〔人文研紀要〕一〇九、中央大学人文科学研究所、二〇二四年）。
- (13) 荒川英俊編『翻刻歴史史料叢書4 近世気象災害誌』（クレス出版、二〇〇二年）。
- (14) 『視聽草』九（内閣文庫史籍叢刊）特刊第二、汲古書院、一九八五年）。
- (15) 『市中取締続類集』一〇五、コマ八七―八八、[https://dandi.go.jp/pdf/258632/1/87\\_110125年七月七日アクセス](https://dandi.go.jp/pdf/258632/1/87_110125年七月七日アクセス)。
- (16) 西田幸夫「考証江戸の火災は被害が少なかったのか？―歴史と工学からわかる都市の安全」住宅新報社、二〇〇六年）。
- (17) 尾脇秀和「お白洲から見る江戸時代」（NHK出版新書、二〇一二年）。
- (18) 横山伊徳「老中久世広周と町奉行所諸色潤沢取調掛御用鈴木藤吉郎」〔東京大学日本史学研究室紀要〕二七、二〇一三年）。
- (19) 前掲「御判物・御書付留帳 天保十五辰年より文久二戊年迄」。
- (20) 『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1855 安政江戸地震』（内閣府、二〇〇四年）、[https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunokeishou/rep/1855\\_ansei\\_edo\\_jishin/pdf/1855-ansei-edo-jishin\\_05\\_chap2.pdf](https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunokeishou/rep/1855_ansei_edo_jishin/pdf/1855-ansei-edo-jishin_05_chap2.pdf) 二〇一四年七月八日アクセス。
- (21) 和住佐助の経歴は以下の通りである。弘化三年二月一〇日大小姓末席、嘉永元年八月御山方本役・御元締添役書役、嘉永五年大小姓順席、安政三年一月一六日目安方、安政四年二月晦日給人次席（町奉行勤役中骨折りにつき）。以上は前掲「御判物・御書付留帳 天保十五辰年より文久二戊年迄」による。
- (22) 平野淳平・財城真寿美「一八五八（安政三）年東日本台風経路の復元」（前掲『近世都市の常態と非常態』）。
- (追記) 本稿は東京大学史料編纂所共同研究「播磨新宮池田家記録に見る幕末期の幕政・市政・家政」（二〇二五年度）、「播磨新宮池田家記録から見る幕末期江戸町奉行池田頼方の政治行動の研究」（二〇二四年度）の成果の一部である。渡辺以外のメンバーは、岩淵令治、菊地智博、高山慶子、立石了、戸森麻衣子、横山伊徳（敬称略）。以上の方々からの多大なご教示に感謝したい。